

2026年9月吉日

お客さま 各位

道南うみ街信用金庫

「当座勘定規定」等の一部改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび当金庫では、『手形・小切手の全面的な電子化』対応の一環として、当金庫の手形・小切手の振り出しは令和8年9月30日(水)を最終期限とし、最終期限後に振り出した手形・小切手は当座勘定からお支払いできません。また、他行を支払人または支払場所とする手形・小切手等の預金入金は令和8年9月30日(水)の最終期限をもって終了いたします。

これに伴い、下記のとおり各種預金規程などを改定いたしますので、事前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、改定日前にご契約いただいたお客さまにも、改定後の規程等が適用されますので、ご了承ください。

記

1. 改定日
令和8年10月1日(木)
2. 改定する規定
 - (1) 当座勘定規定(一般用)
 - (2) 当座勘定規定(専用約束手形口用)
 - (3) 代金取立規定(代金取立帳に記載)
 - (4) 小切手用法(手形帳に記載)
 - (5) 約束手形用法(約束手形帳に記載)
 - (6) 為替手形用法(為替手形帳に記載)
 - (7) 普通預金規定
 - (8) 貯蓄預金規定
 - (9) 通知預金規定
 - (10) 納税準備預金規定
 - (11) 定期預金共通規定
 - (12) 定期積金(スーパー積金)規定

3. 主な改定内容

以下の下線部の条項を追加・削除・変更致します。

当座勘定規定（一般用）新旧対照表

改定前	改定後
第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>(追加)</u>	第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>
第7条（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>(追加)</u>	第7条（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>
第8条（手形、小切手用紙等） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>(追加)</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること<u>(追加)</u>を確認してください。	第8条（手形、小切手用紙等） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u>
第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。 もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示された時は、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>(追加)</u>	第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>(削除)</u>記載してください。 もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示された時は、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>

第 19 条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>(追加)</u>	第 19 条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和 8 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u>
--	--

当座勘定規定（専用約束手形口用）新旧対照表

改定前	改定後
第 1 条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>(追加)</u>	第 1 条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>
第 7 条（手形の支払） (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。<u>(追加)</u>	第 7 条（手形の支払） (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。<u>なお、令和 8 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>
第 8 条（手形用紙） (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>(追加)</u>	第 8 条（手形用紙） (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和 8 年 9 月 30 日までに振り出してください。</u>
第 16 条（振出日、受取人記載もれの手形） (1) 手形を振出す場合には、手形要件を<u>で</u><u>きるかぎり</u>記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>(追加)</u>	第 16 条（振出日、受取人記載もれの手形） (1) 手形を振出す場合には、手形要件を<u>(削除)</u>記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和 8 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができ</u><u>るものとします。</u>

代金取立規定 新旧対照表

改定前	改定後
1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。 <u>(追加)</u>	1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。 <u>ただし令和8年9月30日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u>

小切手用法 新旧対照表

改定前	改定後
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>(追加)</u>	2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>

約束手形用法 新旧対照表

改定前	改定後
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>(削除)</u>記入してください。

為替手形用法 新旧対照表

改定前	改定後
4. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。	4. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>(削除)</u>記入してください。

普通預金規定 新旧対照表

改定前	改定後
2. (証券類の受入れ) (1). この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>(追加)</u>	2. (証券類の受入れ) (1). この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>

貯蓄預金規定 新旧対照表

改定前	改定後
2. (証券類の受入れ) (1). この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>(追加)</u>	2. (証券類の受入れ) (1). この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>

通知預金規定 新旧対照表

改定前	改定後
2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>(追加)</u>	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>

納税準備預金規定 新旧対照表

改定前	改定後
2. (証券類の受入れ) (1). この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>(追加)</u>	2. (証券類の受入れ) (1). この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>

定期預金共通規定 新旧対照表

改定前	改定後
1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>(追加)</u>	1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>

定期積金（スーパー積金）規定 新旧対照表

改定前	改定後
2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>(追加)</u>	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>

以 上